告 示

埼玉県告示第六十一号

そ あるため、同法第百八十九条の規定により、 法 の要旨を次のとおり告示する。 第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不分明で 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同 当該通知の内容を秩父市役所に掲示し

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不分明な者の氏名 (又は名称)

新 日本水道株式会社、 原豊、 新井一 井ます子、 夫、 新井せん、 新井弥 新井袈裟治、 寿恵、 坂本秀一郎、 古川米夫、 新井豊、 新井貞弘、 柳原竹治郎、 中島陽一 石野幸助 新井重道、 Щ 上井好春、 口森茂、 新井貴 山口隆 義、 大石豊作、 新井武 夫、 柳原はる子、 中 野 新井博、 袈 裟一、

二 通知の要旨

イ 0 たこと。 農林水産大 臣から保安林の 指定施業要件を変更する予定である旨の 通 知 が あ

口 予定) 一年 変更に係る保安林 匝 によること。 月二十三日付埼玉県告示第四百十九号 \mathcal{O} 所在場所 及 び変更後 の指定施業要件に (保安林の指定施業要件の変更 9 11 て は、 平成三